

平成28年10月1日から

道路の位置の指定等の申請には、 手数料（5万円）がかかります。

※道路の位置の指定等：建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づく道路の位置の指定又は当該指定の変更若しくは廃止のこと

<留意事項>

- ・事前協議については、手数料はかかりません。
- ・平成28年10月1日以後に申請（いわゆる本申請）を行うものが対象になります。
- ・手数料は山梨県収入証紙により徴収します。

◆お問い合わせ先：山梨県◆

| | |
|---------------------|--------------|
| 山梨県 県土整備部 建築住宅課 | 055-223-1735 |
| 中北建設事務所 建築課 | 055-224-1674 |
| 峡東建設事務所 都市計画・建築課 | 0553-20-2718 |
| 峡南建設事務所 都市計画・建築課 | 055-240-4133 |
| 富士・東部建設事務所 都市計画・建築課 | 0554-22-7817 |